

第6章

地震・津波災害

対策計画

第6章 地震・津波災害対策計画

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条の規定及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「日本海溝特措法」という。）及び広尾町防災会議条例（昭和38年条例第5号）第2条第1項第1号の規定に基づき、広尾町の地域における地震・津波災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第1節 計画推進に当たっての基本となる事項

本計画は、北海道防災対策基本条例（平成21年条例第8号）第3条の基本理念等を踏まえ、次の事項を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 自助（町民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（町民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町、道及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害発生時は町民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての町民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、町民主体の取組の支援・強化により、町全体としての防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。
- 5 災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

- 6 東日本大震災や令和6年能登半島地震など、これまでに我が国で発生した大規模災害の教訓等を踏まえ、積雪寒冷地である本道の地域特性を加味し、複合災害も考慮した防災対策の推進を図らなければならない。
- 7 効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する。デジタル化に当たっては、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制等の整備を図らなければならない。

第2節 計画の基本方針

いつでもどこでも起こりうる地震等の災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、町民一人ひとりや民間事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する町民運動を展開するものとする。

1 町の責務

町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

2 町民の責務

町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難場所における自主的活動、町、道及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 避難の方法（避難路、指定緊急避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- イ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ用紙、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保
- ウ 家具の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策
- エ 隣近所との相互協力関係の醸成
- オ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- カ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- キ 町内会における要配慮者への配慮

- ク 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
- ケ SNS等の情報の発信元を確認するなど、情報リテラシーの向上

(2) 災害時の対策

- ア 地域における被災状況の把握
- イ 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- ウ 初期消火活動等の応急対策
- エ 避難所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
- オ 防災関係機関の活動への協力
- カ 自主防災組織の活動
- キ インターネット上における真偽の不確かな情報の拡散防止

3 事業所の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、町、道、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定・運用
- イ 防災体制の整備
- ウ 事業所の耐震化・耐浪化の促進
- エ 予想被害からの復旧計画策定
- オ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- カ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- キ 取引先とのサプライチェーンの確保

(2) 災害時の対策

- ア 事業所の被災状況の把握
- イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- ウ 施設利用者の避難誘導
- エ 従業員及び施設利用者の救助

- オ 初期消火活動等の応急対策
- カ 事業の継続又は早期再開・復旧
- キ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第3節 被害の想定

1 地震の想定

北海道地域防災計画地震・津波計画編（平成26年3月修正）では、本町に多大な被害を及ぼすと考えられる地震として、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をあげており、その中でも特に代表的なものとして、「500年間隔地震」、「十勝沖・釧路沖地震」、「三陸沖北部地震」想定している。これらの地震の規模、津波の予想及び被害想定は、次のとおりである。（表1～表3）

また、平成24年6月に北海道は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、津波堆積物調査などの科学的知見により、最大クラスの津波を想定した津波浸水予測を公表した。

さらに、令和2年3月に国が日本海溝・千島海溝沿い巨大地震モデルの公表を行ったことから、公表された津波断層モデルを基に検討を行い、令和3年7月に太平洋沿岸の津波浸水予測図を見直し、「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する津波浸水想定として設定した。（表4）

(1) 500年間隔地震（表1）

地域名	第1波 到達時間 (分)	沿岸最 大水位 (m)	建物被害（棟）				人的被害（人）			
			全壊	半壊	床上	床下	死者		重症者	
							夏	冬	夏	冬
紋別川河口	39	13.4	153	19	0	2	17	21	42	36
豊似川河口	39									
野塚川河口	38									
十勝港	39									
広尾川河口	38									
音調津	38									

(2) 十勝沖・釧路沖地震 (表 2)

地 域 名	第 1 波 到達時間 (分)	沿岸最大 水 位 (m)	建物被害 (棟)				人的被害 (人)			
			全壊	半壊	床上	床下	死 者		重症者	
							夏	冬	夏	冬
紋別川河口	27	4.1	37	69	12	10	21	30	33	29
豊似川河口	28									
野塚川河口	29									
十 勝 港	25									
広尾川河口	26									
音 調 津	24									

(3) 三陸沖北部地震 (表 3)

地 域 名	第 1 波 到達時間 (分)	沿岸最大 水 位 (m)	建物被害 (棟)				人的被害 (人)			
			全壊	半壊	床上	床下	死 者		重症者	
							夏	冬	夏	冬
紋別川河口	48	3.5	7	4	7	38	2	2	55	43
豊似川河口	48									
野塚川河口	48									
十 勝 港	46									
広尾川河口	47									
音 調 津	44									

(4) 北海道に津波被害をもたらす新たな想定地震 (表 4)

地 域 名	最大津波高 (m)	影響開始時間 (分)		第 1 波 到達時間 (分)	最大波 (分)
		±20cm	+20cm		
豊似川河口	15.3	11	22	35	35
野塚川河口	16.2	8	23	38	38
十 勝 港	16.8	22	22	38	38
広尾川河口	17.8	12	19	38	38
音 調 津	14.4	5	5	34	34
ルベシベツ川	14.7	7	12	35	35

第4節 災害予防計画

地震・津波による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、町、道及び防災関係機関は、災害予防対策を積極的に推進するとともに、住民及び民間事業者は、平常時より災害に対する備えを心がけるよう努めるものとする。

1 町民の心構え

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月の東日本大震災の経験を踏まえ、町民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震・津波発生時に、町民は、家庭または職場等において、個人または共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震・津波災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとし、その実践を促進する町民運動を展開することが必要である。

(1) 家庭における措置

ア 平常時の心得

- (ア) 地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- (イ) がけ崩れ、津波に注意する。
- (ウ) 建物の補強、家具の固定をする。
- (エ) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- (オ) 飲料水や消火器の用意をする。
- (カ) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保を図る。
- (キ) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (ク) 隣近所と地震時の協力について話し合う。

イ 地震発生時の心得

- (ア) まずわが身の安全を図る。
- (イ) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- (ウ) 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をする。
- (エ) 火が出たらまず消火する。
- (オ) あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。

- (カ) 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- (キ) 山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意する。
- (ク) 避難は徒歩で、持物は最小限にする。
- (ケ) みんなが協力し合って、応急救護を行う。
- (コ) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- (サ) 秩序を守り、衛生に注意する。

(2) 職場における措置

ア 平常時の心得

- (ア) 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- (イ) 消防計画により避難訓練を実施すること。
- (ウ) とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- (エ) 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- (オ) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

イ 地震発生時の心得

- (ア) まずわが身の安全を図る。
- (イ) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- (ウ) 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をすること。
- (エ) 職場の消防計画に基づき行動すること。
- (オ) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
- (カ) 正確な情報を入手すること。
- (キ) 近くの職場同士で協力し合うこと。
- (ク) エレベーターの使用は避けること。
- (ケ) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

(3) 集客施設でとるべき措置

- ア 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動すること。
- イ あわてて出口・階段などに殺到しないこと。
- ウ 吊り下がっている照明などの下からは退避すること。

(4) 街など屋外でとるべき措置

- ア ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れること。
- イ 建物からの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、建物のそばから離れること。

ウ 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難すること。

(5) 運転者のとるべき措置

ア 走行中のとき

(ア) 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させること。

(イ) 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。

(ウ) 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

(エ) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

イ 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しないこと。

(6) 津波に対する心得

ア 一般住民

(ア) 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。

(イ) 「巨大」の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる。

(ウ) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもある。

(エ) 津波は第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性がある。

(オ) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波（いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等によって引き起こされるもの）が発生する可能性がある。

(カ) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の意味や内容、地震発生直後に発表されるこれら津波警報等の精度には一定の限界がある。

(キ) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表時にとるべき行動について知っておく。

(ク) 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難す

るのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報である。

(ク) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。

(コ) 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。

(カ) 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで気をゆるめない。

イ 船舶関係者

(ア) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外^(※1、※2)に避難する。

(イ) 揺れを感じなくても、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたら、直ちに港外^(※1、※2)に避難する。

(ウ) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。

(エ) 港外^(※2)避難できない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。

(オ) 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで警戒をゆるめず、海浜等に近づかない。

ウ 漁業関係者

(ア) 陸上・海上部にいる人は、陸上の指定緊急避難場所に避難する。決して漁船や海を見に行かない。漁港にいる漁船等の船舶の乗船者も陸上の指定緊急避難場所に避難する。

(イ) 漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げるほうが早い場合、または沖合にいる漁船等の船舶は、直ちに水深概ね50m以深の海域（一時避難海域）へ避難する。一時避難海域に避難するまでの間に気象庁からの津波情報を入手し、「大津波警報」が出された場合、更に水深の深い海域（二次避難海域）へ避難する。

(ウ) 避難解除の判断は、独自の判断で行わず、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が解除されるまで避難海域で待機する。

※1 港外：水深の深い、広い海域

※2 港外退避、小型船の引き揚げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

2 地震に強いまちづくりの推進

町、道及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

(1) 地震に強いまちづくり

ア 町、道及び防災関係機関は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点とな

る幹線道路、一時避難場所としての公園、河川、港湾など骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保など防災に配慮した地震に強いまちづくりに努める。

イ 町、道及び国は、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うものとする。

ウ 町、道、防災関係機関及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する都市の施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

(2) 建築物の安全化

ア 町及び道は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、特に学校施設の耐震性の向上に努める。

イ 町、道及び国は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

ウ 町及び道は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保の推進に努める。

エ 町、道及び国は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。

(3) 主要交通の強化

町、道及び防災関係機関は、主要な道路、港湾等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

また、道が指定した北海道緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路の管理者は、道路の整備及び管理の徹底に努めるとともに、町は、本町地域内の国道、道道が地震・津波による災害などにより通行不能となり、緊急物資等の輸送や災害復旧に多大な支障が生じることが想定されることから、次の主要な交通道路の整備について関係機関との調整を図るものとする。

ア 高規格幹線道路「帯広・広尾自動車道」

イ 道道「音調津陣屋線」（茂寄地区）

(4) 通信機能の強化

町、道及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たっては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努めるものとする。

(5) ライフライン施設等の機能確保

ア 町、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、電気等のライフライン施設の機能の確保を図るため、主要施設の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。

特に、医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。

イ 町、道及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携を取りつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。

ウ 町、道及び防災関係機関においては、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

エ 町、道及び防災関係機関は、廃棄物処理施設について、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

(6) 復旧対策基地の整備

町及び道は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる都市公園等の整備に努める。

(7) 液状化対策等

ア 町、道、防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

イ 個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及に努める。

ウ 町、道及び国は、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供に努める。

(8) 危険物施設等の安全確保

町、道及び防災関係機関は、危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

(9) 災害応急対応等への備え

町及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行うこととする。

また、町は、地震などが発生した場合に備え、応急対応対策活動拠点として、災害

対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努める。

(10) 津波に強いまちづくり

ア 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、やむを得ない場合を除き、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

イ 町、道及び国は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような緊急避難場所及び避難路・避難階段等の整備など、避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。

ウ 町及び道は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するとともに、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所へ誘導を図るものとする。

エ 町、道及び国は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

3 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発

町、道及び防災関係機関は、地震・津波災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して地震・津波防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して地震・津波に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう、女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるなど、防災の取組への男女共同参画に努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

なお、実施に当たっては、第4章 第1節「防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画」及び、広尾町津波避難計画第5章「津波対策の教育・啓発」に定めるところにより実施する。

4 防災訓練計画

本項については、第4章 第2節「防災訓練計画」及び広尾町津波避難計画第6章「津波避難訓練の実施」に定めるところによる。

5 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

本項については、第4章第3節「物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」に定めるところによる。

また、防災倉庫に非常用発電機等を保管するなど災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、寒冷期において発生した場合の対策として非常用毛布の備蓄に努める。

6 相互応援（受援）体制整備計画

本項については、第4章第4節「相互応援（受援）体制整備計画」に定めるところによる。

7 自主防災組織等の育成及び活用計画

本項については、第4章第5節「自主防災組織の育成等に関する計画」に定めるところによる。

8 避難体制整備計画

本項については、第4章第6節「避難体制整備計画」及び広尾町津波避難計画第2章「避難計画」、第3章「初動体制」に定めるほか、次によるところによる。

(1) 避難対策等

地震発生後、津波警報が発表された場合、町長は海岸付近の住民及び船舶等に対し、直ちに安全な場所への避難指示を行う。

ア 地震発生時において津波による避難指示の対象となる地区は、次のとおりである。

音調津（モイケシ・ルベシベツ・タニイソ・ビタタヌンケ地区を含む。）、美幌（女子別を含む）、フンベ、山フンベ、中広尾、上浜、入舟町、会所、防人、緑町、朝日、5丁目から13丁目、並木町、野塚（新生地区の一部）、十勝港及び音調津漁港並びに町内海岸線全域。

なお、高齢者、乳幼児、障がい者等、要配慮者の使用する避難場所については、要配慮者に配慮した施設に整備するものとする。

また、町は救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

イ 町は、アに掲げる地区ごとに、次の事項について防災マップ等を作成し、関係地区住民にあらかじめ十分周知を図るものとする。

- (ア) 地区の範囲
- (イ) 想定される危険の範囲
- (ウ) 避難場所及び海域
- (エ) 避難場所に至る経路
- (オ) 避難指示の伝達方法
- (カ) 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等

- (キ) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）
- ウ 町は、避難場所を開設した場合は、当該避難場所に必要な情報の提供や設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。
- エ 地域の自主防災組織等は避難指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び本部の指示に従い、住民等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。
- オ 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。
 - (ア) 町は、あらかじめ町内会単位に、在宅の高齢者、乳幼児、障がい者、病人、妊産婦等の避難にあたり、他人の介護を要する要配慮者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。
 - (イ) 津波の発生のおそれにより、町長より避難指示が行われたときは、(ア)に掲げる者の避難所までの介護及び担送は、原則として本人の親族又は本人が属する消防団・自主防災組織が指定する者が担当するものとし、町は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。
 - (ウ) 地震が発生した場合、町は(ア)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。
- カ 町は、観光客、外国人、出張者等へのパンフレットやチラシ配布、標識設置など避難誘導の環境整備に努める。
- キ 町は、避難路の除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。
- ク 避難場所での救護に当たっては、次の点に留意するものとする。
 - (ア) 町が避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。
 - a 収容施設への収容
 - b 飲料水、主要食料及び毛布の供給
 - c その他必要な措置
 - (イ) 町は(ア)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。
 - a 流通在庫の引き渡し等の要請
 - b 北海道に対し北海道及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
 - c その他必要な措置
- ケ 町は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための方策を実施する。

9 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

本項については、第4章第7節「避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」に定めるところによる。

10 津波災害予防計画

地震による津波災害の予防及び防止に関する計画は、次のとおりである。

(1) 基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、

ア 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

イ 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用、土地のかさ上げ、緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築規制などを組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

また、比較的頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

(2) 津波災害に対する予防対策

津波の発生を予知し、防御することは極めて困難なことであるが、この予防対策として過去の被害状況や道が調査研究した「津波浸水想定区域図」、国が調査した「浸水予測図」などを参考として、国は、津波予測の高精度化のための観測体制を整備すること、道は、設定した「津波浸水想定」を踏まえて、あらかじめ、町の意見を聴いた上で、津波災害警戒区域の指定や見直しを行うものとする。

ハード対策として、国、道及び町等は、護岸・防潮堤等の施設の整備を図るものとし、ソフト対策として、町は、緊急避難場所・経路や防災行政無線など住民への多重化、多様化された情報伝達手段の整備を図るとともに、住民が安全かつ迅速な避難行動を取れるよう、津波避難計画や津波ハザードマップの作成周知徹底に努めるほか、地震・津波防災上必要な教育及び広報を継続的に推進するものとし、道は可能な限り町が行うこれらのことに対し支援を図るものとする。

ア 津波等災害予防施設の整備

国、道及び町等は、次により災害予防施設の整備を実施するとともに、地震発生後の防ぎよ機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。

(ア) 海岸保全対策

国、道及び町は、高波、高潮及び津波による災害予防施設として、防潮堤防、

膨張護岸等の海岸保全施設事業を実施する。

(イ) 河川対策

道は、高波、高潮及び津波の河川への遡上防止や、後背地への浸水等の災害予防施設として、防潮堤防、樋門等のゲート操作の自動化などの河川事業を実施する。

(ウ) 港湾及び漁港整備事業

港湾管理者及び漁港管理者は、高波、高潮及び津波による災害予防施設としての効果を有する防波堤、防潮堤等、外郭施設の整備事業を実施する。

(エ) 監視観測体制に関する事業

国は、海域での観測の充実を図るとともに、潮位等の観測情報の提供を実施する。

イ 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備

(ア) 津波警報等の迅速かつ確実な伝達

a 札幌管区气象台等の関係機関は、所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、町への津波警報等の迅速な伝達を図るとともに、休日、夜間等における津波警報等の確実な伝達を図る。

b 道は、防災情報システム（北海道総合行政情報ネットワーク回線により伝達）により、津波災害情報の伝達体制を整備する。

(イ) 伝達手段の確保

町は、住民等に対する津波警報等の伝達手段として、走行中の車両、船舶、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、テレビ、ラジオ、緊急速報メール、ワンセグ等のあらゆる手段活用を図るとともに、海浜地での迅速かつ確実な伝達を確保するため、サイレン、広報車等多様な手段を整備する。

(ウ) 伝達協力体制の確保

町は、沿岸部に多数の人出が予想される施設の管理者（漁協等）、事業所等の協力を得て、津波警報等の伝達協力体制を確保する。

(エ) 津波警報等災害情報伝達訓練の実施

津波警報等を迅速かつ確実に伝達するため、町及び防災関係機関は、道防災会議が行う災害情報伝達訓練に積極的に参加するほか、独自に訓練を実施するものとする。

(オ) 広尾町

町は、地域住民に対し、各種講演会など普及啓発活動を通じ、津波に対する防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関、地域住民、事業所等が一体となり要配慮者にも配慮した津波警報等伝達、避難誘導、避難援助等の実践的な津波防災訓練を実施する。

(カ) 学校教育関係機関

町教育委員会等教育関係機関は、児童生徒が津波の特性を正しく理解するため、防災教育の一環として、津波防災教育を行うとともに津波避難訓練を実施する。

1.1 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震等における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、第4章第10節「消防計画」に定めるところによるほか、下記により万全なる活動を行うものとする。

(1) 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町及び道は、地震時の火の取り扱いについて指導啓発するとともに、火気の取り扱い及び耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

(2) 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、町及び道は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

ア 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。

イ 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織、婦人防火クラブ、少年消防クラブ等の設置及び育成指導を強化する。

ウ スーパー、宿泊施設、病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

(3) 予防査察の強化指導

町は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

ア 消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。

イ 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

(4) 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、町は、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

(5) 震災予防対策

ア 地震発生時における火災発生の未然防止のため、各種火災予防行事、広報活動を通じて、防火思想の高揚に努める。

イ 火気使用設備・器具からの出火防止を周知徹底する。

(ア) 火気設備の使用停止及び器具の点検の徹底

(イ) 炉、かまどの周囲の不燃化及び耐震化の促進

ウ 住民・自主防災組織等による初期消火、避難等の初動体制を確立する。

火災の拡大防止を図るため、火災予防行事等を通じて、消火器具の使用方法、消火技術を指導する。また、町内会、企業、学校等による防災訓練、防火訓練の実施を推進する。

エ プロパンガスの安全対策

関係機関との連絡協力により、実態把握、配管の耐震化、転倒防止装置、安全装置の普及、指導強化に努める。

オ 危険物質の安全対策

燃料、薬品等の配置、保管などの実態把握に努め、これらの施設等からの出火防止について指導を強化する。

1.2 危険物等災害予防計画

地震時における危険物、火薬類、高圧ガス等の爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防に関する計画は、次のとおりである。

(1) 事業所等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を促進するため、町、道及び関係機関は、事業所に対し、次の事項について指導に努める。

ア 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化

イ 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化

ウ 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化

エ 事業所等における自主保安体制の確立強化

オ 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導

カ 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化

キ 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業所等への指導の強化

(2) 危険物保安対策

ア 事業者

- (ア) 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業員に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- (イ) 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。
- (ウ) 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。

イ 広尾町、北海道（消防機関）

- (ア) 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- (イ) 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

(3) 火薬類保安対策

ア 事業者

- (ア) 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- (イ) 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官に届け出るとともに、道に報告するものとする。

イ 広尾町（消防機関）

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(4) 高圧ガス保安対策

ア 事業者

- (ア) 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- (イ) 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める

応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、道知事又は警察官に届け出るものとする。

イ 広尾町（消防機関）

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(5) 毒物・劇物災害対策

ア 事業者

(ア) 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業員に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

(イ) 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を地域保健室（保健所）、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じるものとする。

イ 広尾町（消防機関）

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(6) 放射性物質災害対策

ア 事業者

(ア) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

(イ) 放射線障害のおそれがある場合又放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、消防署等関係機関へ通報するものとする。

イ 広尾町（消防機関）

火災予防上及び消防活動上の観点から、消防用設備等の状況、放射線測定機器等の保有状況、汚染検査・除染体制の状況等、事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

1.3 建築物等災害予防計画

本項については、第4章第9節「建築物災害予防計画」に定めるところによるほか、下記によるものとする。

(1) 建築物の防災対策

ア 木造建築物の防火対策の促進

町の住宅が木造建築物を主体に構成されている現状にかんがみ、これらの木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図るものとする。

イ 既存建築物の耐震化の推進

町及び道は、現行の建築基準法に規定される耐震性が不十分な既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、耐震改修促進計画に基づき、耐震診断・改修に要する費用負担の軽減を図る所有者支援や相談体制の充実などの環境整備を図るものとする。また、住民にとって理解しやすく、身近で詳細な情報となる地震防災マップの作成のほか、セミナー等の開催、パンフレット・インターネットを活用した普及啓発を図る。

更に、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、建築物の所有者に対して指導・助言を行うよう努めることとし、指導に従わない者に対しては、必要な指示を行う。また、著しく保安上危険となるおそれがあると認められた建築物については、建築基準法の規定に基づき勧告・命令を行うものとし、耐震改修促進計画で定める地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物については、耐震化を積極的に促進していくものとする。

ウ ブロック塀等の倒壊防止

町及び道は、町及び道は、地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため、既存ブロック塀等については、建築パトロールなどを通じて、点検・補強の指導を行うとともに、新規に施工・設置する場合には、施工・設置基準を厳守させるなど、安全性の確保について指導する。

エ 窓ガラス等の落下物対策

町及び道は、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導を行うものとする。

オ 被災建築物の安全対策

(ア) 道は、北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱に基づき、応急危険度判定士の認定を行い、台帳に登録する。

(イ) 町及び道は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。

(ウ) 町及び道は連携し、石綿の飛散防止に係る関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（環境省）等に基づき、石綿使用建築物等の把握、住民等への石綿関連情報の普及啓発等を行う。

(2) がけ地に近接する建築物の防災対策

町及び道は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに既存の危険住宅については、がけ地近接危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

1.4 土砂災害の予防計画

本項については、第4章第16節「土砂災害予防計画」に定めるところによる。

1.5 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、次のとおりである。

(1) 現況

液状化現象による災害は、過去の地震においてもしばしば認められてはいたが、「新潟県中越前地震」(1964年)を契機として、認識されたところである。「平成7年(1995年)兵庫県南部地震」においても、埋立地などを中心に大規模な液状化による被害が発生している。近年、埋立などによる土地開発が進み、また、都市の砂質地盤地域への拡大に伴い以前にも増して液状化被害が発生しやすい傾向にある。

北海道においては、「1968年十勝沖地震」による液状化被害が大規模かつ広範囲に記録されている。

「平成5年(1993年)釧路沖地震」、「平成5年(1993年)北海道南西沖地震」、「平成6年(1994年)北海道東方沖地震」においても、道南及び道東の広い地域で発生し、大きな被害をもたらした。

「平成15年(2003年)十勝沖地震」では、豊頃町～浦幌町で被害の集中がみられたほか、札幌市や標津町など遠地においても液状化による被害が発生した。

また、「平成30年北海道胆振東部地震」では、札幌市や北広島市等の住宅地において地盤液状化が発生し、大きな被害が発生するとともに、苫小牧周辺では、港湾など海岸周辺の埋立地に被害が集中して発生した。

(2) 液状化対策の推進

ア 町及び道並びに防災関係機関は、液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業などの実施にあたって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進する。

(政策の体系)



イ 液状化対策の調査・研究

町及び道並びに防災関係機関は、大学や各種研究機関との連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策

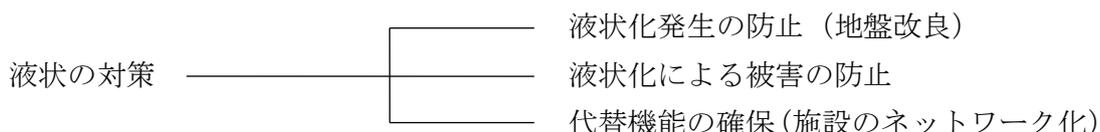
についての調査・研究に努める。

ウ 液状化の対策

液状化の対策としては、大別して

- (ア) 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策
- (イ) 発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策
- (ウ) 施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策が考えられる。

(手法の体系)



エ 液状化対策の普及・啓発

町及び道並びに防災関係機関は、液状化対策の調査・研究に基づき、町民・施工業者等に対して知識の普及・啓発に努める。

16 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において地震が発生した場合、他の季節に発生する地震災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所・避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町、道及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における地震災害の軽減に努める。

積雪・寒冷期において住民の生命、身体を保護するための計画は、第4章第17節「積雪・寒冷対策計画」及び広尾町津波避難計画第7章「積雪・寒冷地対策」に定めるところによる。

17 業務継続計画の策定

本項については、第4章第19節「業務継続計画の策定」に定めるところによる。

18 複合災害に関する計画

本項については、第4章第18節「複合災害に関する計画」に定めるところによる。

第5節 災害応急対策計画

地震・津波災害による被害の拡大を防止するため、町、道及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき災害応急対策を実施する。

1 組織及び活動

(1) 災害対策本部の設置

本町において、想定する規模の地震が発生した場合、あるいは次に定める状況が発生し、又は発生するおそれがある場合、第3章第2節「災害対策本部」及び広尾町津波避難計画第3章「初動体制」の定めるところにより、本庁舎内に災害対策本部を設置する。

ア 警戒レベル4または5相当の防災気象情報が発表されるなど、災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。

イ 災害が発生したとき。

ウ 震度5弱以上の地震が発生したとき、または津波警報若しくは大津波警報が発表されたとき。

(2) 非常召集及び配備体制

本部長、防災担当課長等は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進をはかるため、非常配備の体制をとるものとする。

休日、勤務時間外においてこれらの非常事態が発生した場合は、職員は公共放送等の災害情報の聴取に努め、非常連絡を待つことなく速やかに登庁し、それぞれの部署につくものとする。

非常配備に関する基準

区分	種別	配備時期	配備内容
本部の設置前	第1種非常配備体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 震度4の地震が発生したとき。 2 北海道太平洋沿岸中部に津波注意報が発表されたとき。 	<p>総務対策部、施設対策部の人員で情報収集及び連絡活動等が円滑に行い得る体制をとる。また、第2種配備体制に移行し得る体制をとるものとする。</p>
本部の設置後	第2種非常配備体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 2 震度5弱の地震が発生したとき。 3 北海道太平洋沿岸中部に津波警報が発表されたとき。 4 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。 	<p>関係各部の所要人員で、情報収集連絡活動及び応急措置を施し、状況により第3種配備体制に直ちに切り替え得る体制をとるものとする。</p> <p>また、第一次避難所の各管理責任者は、災害対策本部で開設を決定した避難所の開設を速やかに行う。</p>
本部の設置後	第3種非常配備体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において本部長が当該非常配備を指令したとき。 2 予想されない重大な災害が発生したとき。 3 震度5強以上の地震が発生したとき。 4 北海道太平洋沿岸中部に大津波警報（特別警報）が発表されたとき。 5 北海道太平洋沿岸中部に津波が発生したとき。 	<p>災害対策本部の全員をもって当たるもので状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。</p>

(3) 活動

各部班は、第3章第2節「災害対策本部」の定めるところにより、それぞれの活動を開始する。

- ア 津波が発生するおそれがある場合は、本部長の判断により避難指示を発令し、あらゆる手段を用いて地域住民及び船舶に伝達する。

潮位観測については、企画課モニター（3ヶ所）の利用を図るものとする。

イ 各部班は、被害状況の調査、人命の安全確認及び確保を重点的に行い、状況に応じて応急活動に移行するものとする。

ウ とかち広域消防事務組合にあっては、地震による二次災害防止として、第4章第10節「消防計画」に基づき、地震火災の発生及び拡大の防止を図るものとする。

2 地震・津波情報の伝達計画

地震・津波情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。

(1) 緊急地震速報

ア 緊急地震速報の発表等

最大震度5弱以上の揺れが予想された場合または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）が発表される。なお、震度が最大6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。解説や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所への緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

イ 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。

また、放送事業者通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。

気象庁が発表した緊急地震速報は、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達される。

地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を町防災行政無線等により、住民等への伝達に努めるものとする。

(7) 地震動警報等

地震動の特別警報、警報及び予報の区分及び名称

区分	情報発表の名称	内容
地震動特別警報	「緊急地震速報（警報）」 又は「緊急地震速報」	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに（※）、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。このうち、震度6弱以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。
地震動警報		
地震動予報	「緊急地震速報（予報）」	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表するもの。

(※) 2箇所以上の地震観測点のデータに基づく予想

(2) 津波警報等の種類及び内容

ア 津波警報等の種類

(7) 大津波警報（特別警報）及び津波警報：該当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれが著しく大きい場合に大津波警報を、津波による重大な災害のおそれがある場合に津波警報が発表される。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

(イ) 津波注意報：該当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想されるときに発表される。

(ウ) 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるときに発表される。

イ 津波警報等

(7) 津波警報・注意報

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や
		10m (5m<予想高さ≤10m)		

	超える場合	5m (3m<予想高さ≤5m)		川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

(イ) 津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(ウ) 津波予報

種 類	発 表 基 準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

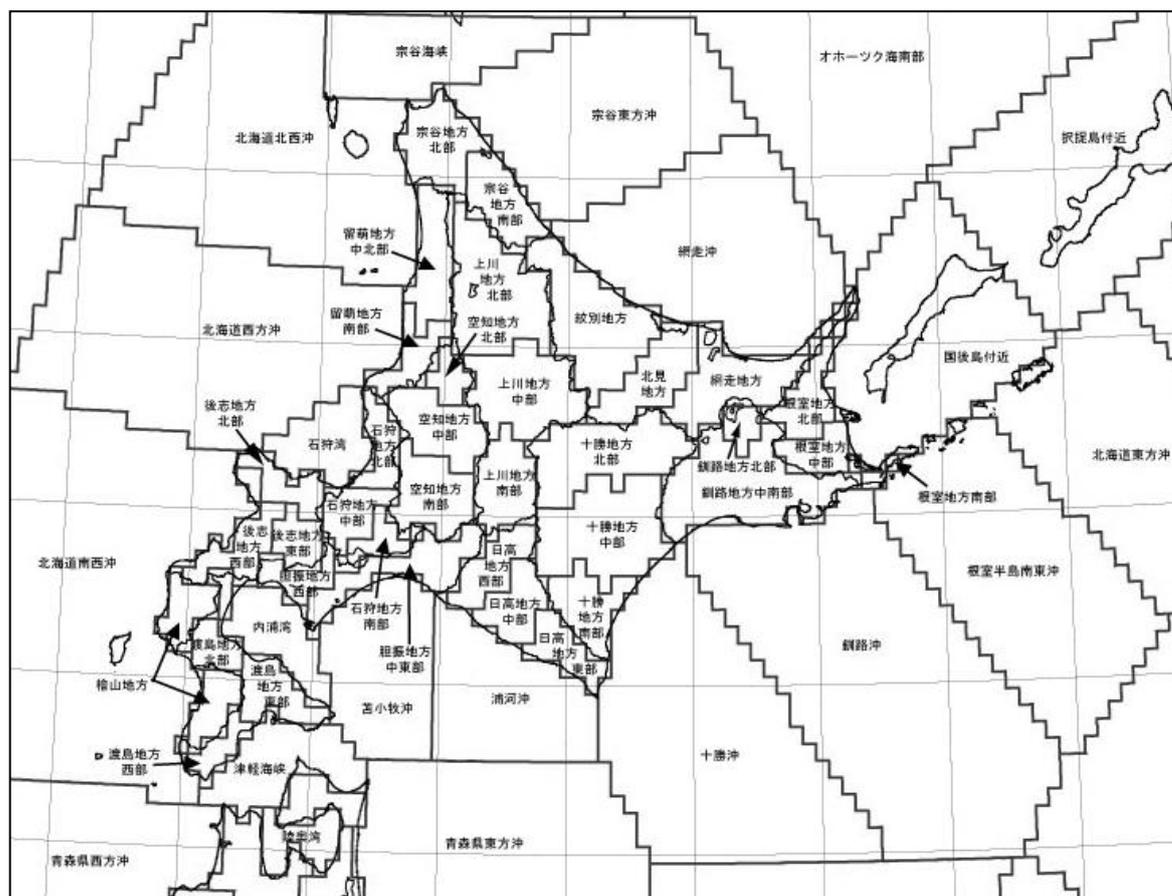
(エ) 地震に関する情報の種類と内容

地震情報種類		発表基準	内容
地震情報	震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報
	震源に関する情報	震度3以上 (大津波警報(特別警報)、津波警報、または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表
	震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報、注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報(警報)発表時	地震発生の場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名・地点を発表
	その他の情報	顕著な地震の概要を簡潔に記載したもの、震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表	
	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表
	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上※ ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表※ 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表
	長周期地震動に関する	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個

	観測情報	場合	別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分程度で1回発表）。
--	------	----	------------------------------------------------------

(ウ)津波に関する情報の種類と内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表





津波予報区名	津波予報区域
オホーツク海沿岸	北海道のうち宗谷地方（宗谷岬北端以東に限る。）及び網走地方の管内
北海道太平洋沿岸東部	北海道のうち根室地方及び釧路地方の管内
北海道太平洋沿岸中部	北海道のうち十勝地方及び日高地方の管内
北海道太平洋沿岸西部	北海道のうち胆振地方及び渡島地方（白神岬南端以東に限る。）の管内
北海道日本海沿岸北部	北海道のうち宗谷地方（宗谷岬北端以東を除く。）、留萌地方、石狩地方及び後志地方（積丹岬北端以東に限る。）の管内
北海道日本海沿岸南部	北海道のうち後志地方（積丹岬北端以東を除く。）、檜山地方及び渡島地方（白神岬南端以東を除く。）の管内

※1 広尾町沿岸は、北海道太平洋沿岸中部

※2 根室地方には、色丹郡、国後郡、択捉郡、紗那郡及び虻取郡を含む

(ウ) 津波予報の伝達

津波予報の伝達系統図は、第3章第3節「気象業務に関する計画」に定める「気象予警報伝達系統図」による。

3 災害情報収集・伝達計画

本項については、第5章第1節「災害情報収集・伝達計画」に定めるところによるほか、下記のとおりである。

(1) 被害状況調査、情報収集活動

地震の発生に伴う災害初期の混乱を防止し、迅速かつ的確な応急活動を実施するため、直ちに被害状況の調査及び情報収集を行う。

ア 地震情報、津波情報の収集

総務対策部は、気象官署が発表する地震情報及び津波情報の受理並びに公共放送の災害情報聴取に努める。

イ 被害状況の調査

総務対策部は、全町的な被害状況を速やかに把握するため、各施設等を所管する機関より被害状況、応急活動内容を聴取するものとする。また、各部班は、直ちに被害状況の調査及び収集を行い、状況により応急対策にあたるものとする。

特に緊急に把握すべき事項は、次のとおりである。

(ア) 人命の危険性の有無

(イ) 人的被害の状況

(ウ) 道路、河川及び橋梁の被害状況

(エ) 火災発生状況及び延焼並びに拡大の危険性の有無

(オ) 危険物施設被害の状況

また、写真班を編成し、全町的な被害状況写真の撮影を行う。

ウ 災害対策本部で把握した被害状況は、計画第5章第1節「災害情報収集・伝達計画」に基づき、速やかに十勝総合振興局に報告するものとする。

4 災害広報・情報提供計画

本項については、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」に定めるところによる。

5 避難対策計画

本項については、第5章第4節「避難対策計画」及び広尾町津波避難計画第2章「避難計画」に定めるところによる。

6 救助救出計画

救助救出計画は、第5章第10節「救助救出計画」に定めるところによる。

7 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努めるとともに、町における消火活動に関する計画は、次のとおりである。

(1) 消防活動体制の整備

町は、その地域における地震災害を防ぎよし、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備しておくものとする。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

町は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、おおむね次に掲げる危険区域を把握し、また必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資するものとする。

- ア 住宅密集地域の火災危険区域
- イ 崖崩れ、崩壊危険箇所
- ウ 津波等による浸水危険区域
- エ 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

(3) 相互応援協力の推進

町は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じ相互に応援協力をするものとする。

- ア 消防相互応援
- イ 広域航空消防応援
- ウ 緊急消防援助隊による応援

(4) 地震火災対策計画の作成

町は、大地震時における火災防ぎよ活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、あらかじめ地震火災対策計画を作成する。

この場合その基本的事項は、おおむね次のとおりである。

ア 消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、更

に消防職員、団員の招集も困難になるなど、消防能力が低下することなどから、あらかじめこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。

イ 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、海、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

ウ 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での住民、特に要配慮者の救護方法について検討しておく。

エ 初期消火の徹底

住民に対しては平素から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあつては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

(5) 震災警防対策

ア 非常参集

非常職員は、非常召集の命を受けたときは、特に参集場所を指定されたときを除き、それぞれの所属所に参集し、業務の指示を受けるものとする。

参集途上において、火災又は人身事故に遭遇したときは、その事故の規模により、消火、救助等の活動が可能かどうかを判断し、適切な処置をとること。

イ 消防通信連絡体制

情報の収集及び伝達を迅速確実に行うため、消防本部と諸隊間及び関係機関との間の通信は、有線通信を最大限活用するとともに、有線通信が途絶又は輻輳したときは、無線通信の活用又は車両伝令により速やかなる連絡体制を確保する。

ウ 消防部隊の体制

消防部隊は、事前に定められた警防部隊出動計画に基づき出動する。

エ 火災防ぎょ対策

(ア) 初動時の措置

a 消防庁舎の倒壊又はシャッター操作不能のおそれがある場合は、直ちに消防車両の屋外移動を行う。

b 消防庁舎内の火気、ガス、電気及び危険物施設等の点検を行い、庁舎の保安に努める。

c 町内の火災の早期発見にあたりるとともに、状況に応じて管轄区域内の警戒を実施し、災害状況の収集にあたる。

d 大きな被害が予想される場合、災害対策本部、警察等から主要道路、橋梁等

の被害状況を速やかに収集し、出動経路の確認及び確保を行う。

(イ) 火災防ぎょ活動

- a 延焼火災が発生し、拡大した場合は、人命の安全を最優先とし、避難場所及び避難路確保の防ぎょを行う。
- b 同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先し、防ぎょにあたる。
- c 大規模建築物で、多数の消防部隊を必要とする火災の場合は、他の延焼火災が鎮火した後、消防部隊を集中して防ぎょを行う。
- d 大量危険物貯蔵施設等で火災が発生した場合は、隣接する建物密集地区への延焼防止を優先する。

オ 被災者の救急対策

災害のため、生命身体が危険な状態にある者に対し、関係機関と緊密な連携のもと、迅速かつ的確な救助救急活動を行い、その万全を図る。

(ア) 救助救急活動

- a 規模が同じ程度の救助救急を必要とする事例が発生した場合は、火災現場及びその付近を優先する。
- b 同時に多くの救助救急を必要とする事象が発生した場合は、要救助者が多数の現場を優先する。
- c 応急処置は、重傷病者を優先して行い、軽傷病者はできるかぎり自主的な処置を行わせる。
- d 火災が少なく、救助救急を必要とする事象が多い場合は、早急に消防隊をもって応急救助隊等を編成し、救助救急活動体制を強化、確保する。
- e 負傷者が多数発生した場合は、関係機関（医療班、保健班、医師会）と連携して応急救護所を開設し、医師、看護師等の要請、負傷者に対する救急資材の交付等により応急措置にあたる。

(イ) 関係機関への要請等

- a 負傷者が多数発生し、消防機関による対応が困難と認められる場合は、災害対策本部を通じ、道、自衛隊等の機関に協力要請を行い、対応を図る。
- b 多数の負傷者が発生し、医療機関に収容することが不可能な場合は、災害対策本部を通じ、仮収容所を確保する。
- c 負傷者の応急処置に必要とする救急資機材に不足が生じたときは、災害対策本部を通して資機材の確保を図る。

(6) 危険物（石油類及び薬品）の保安活動

ア 町長は、被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び関係機関と緊密な連絡をとり、立入禁止区域の設定をするとともに、区域内住民に対する避難立退きの指示又は勧告を行う。

イ 火災防ぎょは、町の消防機関がその消防力を有機的に運用して実施し、特に火災の状況、規模並びに危険物の種類により、消火用薬剤の収集、化学車等の派遣要請を行う。

ウ 流出、転倒及び浮上したタンク等に対しては使用の停止を命じ、危険物の排除作業を実施させる。

エ 漏油した場所その他危険区域はロープ等で区画し、係員を配置する。

8 津波災害応急対策計画

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表され、又は津波発生のおそれがある場合の警戒並びに津波が発生した場合の応急対策についての計画は、次のとおりである。

(1) 津波警戒体制の確立

気象庁の発表する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、津波来襲に備え警戒態勢をとり、海浜等にある者に対し、海岸等からの退避、テレビ、ラジオの聴取等警戒体制をとるよう周知するとともに、水門等の閉鎖、安全な場所からの海面監視等警戒にあたる。

(2) 住民等の避難、安全確保

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表された場合もしくは海面監視により異常現象を発見した場合、町長及び関係機関は、津波来襲時に備え、沿岸住民等に対して、直ちに退避・避難するよう指示等を行うとともに、指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

(3) 船舶の避難

ア 町長は広尾海上保安署長と協議し、港内及び沿岸にある船舶に対し避難勧告又は指示を行う。

イ 船舶が避難勧告又は指示を受けたときは人命の安全確保を最優先に、水深100m以上の海域に避難するか又は流出防止措置を講ずる等、二次災害の防止に努めるものとする。

9 災害警備計画

本項については、第5章第14節「災害警備計画」に定めるところによる。

10 交通応急対策計画

本項については、第5章第15節「交通応急対策計画」に定めるところによるほか、下記

により万全なる活動を行うものとする。

(1) 交通応急対策の実施

発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。

ア 道路、橋梁等の被害状況及び危険箇所を速やかに把握し、関係機関に連絡するとともに道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。

また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

イ 消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

ウ 消防吏員は、イによる措置を命ぜられた者が当該措置を取らないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置を取ることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

(2) 道路の交通規制

ア 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会（北海道警察本部）は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

(ア) 損壊し、又は通行不能となった道路及び区間

(イ) 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点

(ウ) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

イ 交通規制の実施

道路管理者及び広尾警察署長は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

(ア) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。

(イ) 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

ウ 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通じて広報の徹底を図る。

(3) 海上交通安全の確保

第一管区海上保安本部（広尾海上保安署）は、海上交通の安全を確保するため、次

に掲げる措置を講ずる。

ア 船舶交通の輻湊が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行う。

イ 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

ウ 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告することができる。

エ 水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

オ 調査航路標識が損壊し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

1 1 輸送計画

本項については、第5章第16節「輸送計画」に定めるところによる。

1 2 ヘリコプター等活用計画

本項については、第5章第9節「ヘリコプター等活用計画」に定めるところによる。

1 3 食料供給計画

本項については、第5章第17節「食料供給計画」に定めるところによる。

1 4 給水計画

本項については、第5章第18節「給水計画」に定めるところによる。

1 5 衣料・生活必需物資供給計画

本項については、第5章第19節「衣料・生活必需品等物資供給計画」に定めるところによる。

1 6 石油類燃料供給計画

石油類燃料供給計画は、計画第5章第20節「石油類燃料供給計画」に定めるところによる。

1 7 生活関連施設対策計画

地震・津波の発生に伴い、生活に密着した施設（上水道、下水道、電気、通信及び放送施設等）が被災し、水、電気等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ず

る。

これら各施設の応急復旧についての計画は、次のとおりである。

(1) 上水道

ア 応急措置

水道事業者は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震・津波の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施するとともに、被害にあった場合は、速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

イ 広報

水道事業者は、地震・津波により水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

(2) 下水道

ア 応急復旧

下水道管理者は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震・津波の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについては、応急復旧を行う。

イ 広報

下水道管理者は、地震・津波により下水道施設に被害のあった場合は、下水道施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

(3) 電気

ア 応急復旧

電気事業者は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震・津波の発生に際して、この計画に基づき、直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害（停電）があった場合は、二次被害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消に努める。

イ 広報

電気事業者は、地震・津波により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況（停電の状況）、復旧見込み等について、テレビ・ラジオなどの報道機関や広報車を通じて広報し、住民の不安解消に努める。

(4) ガス

ア 応急復旧

ガス事業者は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震・津波の発生に際してこの計画に基づき直ちに施設、設備の被害調査、点検を実施し、被害があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を行う。

イ 広報

ガス事業者は、地震・津波によりガス施設に被害のあった場合は、ガス施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消に努める。

(5) 通信

ア 応急復旧

N T T 東日本(株)北海道事業部、(株)N T T ドコモ北海道支社などの電気通信事業者は、地震・津波災害発生時の通信を確保するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合又は異常事態の発生により通信が途絶するような場合において、速やかに応急復旧を実施するなどの対策を講ずるものとする。

イ 広報

通信を管理する機関は、地震・津波により通信施設に被害のあった場合は、テレビ、ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど住民の不安解消に努める。

1 8 医療救護及び助産計画

本項については、第5章第11節「医療救護及び助産計画」に定めるところによる。

1 9 防疫計画

本項については、第5章第12節「防疫計画」に定めるところによる。

2 0 廃棄物処理等計画

本項については、第5章第31節「廃棄物処理計画」に定めるところによる。

2 1 家庭動物等対策計画

本項については、第5章第29節「家庭動物等対策計画」に定めるところによる。

2 2 文教対策計画

本項については、第5章第27節「文教対策計画」に定めるところによる。

2.3 住宅対策計画

本項については、第5章第25節「住宅対策計画」に定めるところによる。

2.4 被災建築物安全対策計画

被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止するための安全対策に関する計画は、次のとおりである。

また、地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下などから住民の安全を確保するために実施する被災建築物の応急危険度判定を、迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部の下に設置する応急危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）の設置及び業務の実施に関する計画である。

(1) 応急危険度判定の実施

地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

ア 活動体制

町及び道は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

イ 基本的事項

(ア) 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

(イ) 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

ウ 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

危険：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

要注意：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

調査済：建築物の損傷が少ない場合である。

エ 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

オ 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

(2) 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害の防止については、次のとおりとする。

ア 基本方針

各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（環境省）等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずるものとする。

イ 実施主体及び実施方法

(ア) 北海道及び広尾町

道及び町は連携し、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。

(イ) 建築物等の所有者等

建築物等の損壊や倒壊に伴う石綿の飛散・ばく露防止のための応急措置を行う。

(ウ) 解体等工事業者

関係法令に定める方法により石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施し、調査結果等の写しを当該解体工事の場所に備え置き、A3（42.0cm×29.7cm）以上の大きさを掲示するとともに、全ての石綿含有建材について除去等の作業に係る基準等に従い、解体等工事を行う。

(エ) 廃棄物処理業者

関係法令に定める基準等に従い、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理を行う。

(3) 応急危険度判定実施本部

ア 実施本部の設置

(ア) 地震の発生によって災害対策本部が設置されたときは自動的に設置される。

(イ) 前項の規定にかかわらず、町長が震後対策として特に必要と認めるときは、実施本部を設置することができる。

(ウ) 実施本部長は、被災建築物応急危険度判定担当課長とする。

イ 実施本部の業務

実施本部の業務は次のとおりとする。

(ア) 地震発生後の情報収集

(イ) 判定実施要否の決定

(ウ) 実施本部、判定拠点の設置

(エ) 北海道震災建築物応急危険度判定支援地方本部（以下「支援地方本部」という。）等への支援要請

- (d) 北海道震災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）及び応急危険度判定コーディネーター（以下「判定コーディネーター」という。）の参集要請、派遣要請
 - (e) 判定士及び判定コーディネーター（以下「判定士等」という。）の受入れ
 - (f) 判定コーディネーターの指示により、参集判定士を判定班に編成及び班長の選任
 - (g) 判定班へのガイダンスの実施
 - (h) 判定班による判定の実施（判定は判定班員で構成する判定チームにより実施）
 - (i) 必要に応じて、判定班への判定資機材等の配付
 - (j) 用意した輸送手段により、判定拠点へ派遣
 - (k) 判定結果の集計、報告
 - (l) 実施本部、判定拠点の解散等
 - (m) その他実施本部の運営及び業務の実施に必要な事項
- ウ 判定実施要否の判断
- (ア) 災害対策本部長（町長）は、被害情報をもとに判定実施本部長の意見を聞き、判定実施の要否を判断する。
 - (イ) 実施本部長は、町内に震度5以上の地震が発生したとき、判定の要否判断に必要な被害状況を収集し、災害対策本部長に対して、判定実施の要否を具申する。
 - (ウ) 実施本部長は判定の要否判断に必要な被害状況を、あらかじめ定められた情報源から収集する。
 - (エ) 実施本部長は、被害状況及び被害予測に基づき災害対策本部長が判定実施要否についての判断をするために必要な資料を作成する。
- エ 判定実施の宣言等
- (ア) 災害対策本部長は、判定を要すると判断したときは、直ちに判定実施を宣言する。
 - (イ) 災害対策本部長が判定の実施宣言を行ったときは、実施本部長は、直ちに北海道災害対策地方本部の下に設置された支援地方本部に判定実施の決定を通知する。
 - (ウ) 実施本部長は、前項のほか、判定実施及びこれに関する情報をマスメディア等の協力を得て、被災者等への周知を行う。
- オ 判定拠点の設置、判定実施区域及び判定実施順位等の決定
- (ア) 実施本部は被害情報をもとに判定拠点の設置について検討し、必要に応じて設置する。
 - (イ) 実施本部は被害情報をもとに地震の規模、被災範囲を推定し、要判定区域を設定し当該区域内の判定対象建築物棟数を推計する。
 - (ウ) 実施本部は、要判定区域の設定にあたり、すでに収集された情報では不十分な場合、あらかじめ指定された判定士の調査あるいは、災害対策本部の協力を得て、

被災状況の確認を行う。

(エ) 推計した要判定対象建築物棟数、判定実施区域をもとに実施可能なオペレーションタイプを選択し、必要な判定士数、判定コーディネーター数を算定する。

a オペレーションタイプ、判定実施区域の決定にあたっては、次に掲げることに留意する。

- (a) 必要判定士数（タイプ1においては行政職員判定士対応）
- (b) 当面の投入可能判定士数、不足判定士数
- (c) 応援依頼判定士数
- (d) オペレーションタイプの変更の要否
- (e) 判定実施区域の変更の要否
- (f) 判定対象となる建築物の用途、規模等の変更の要否
- (g) 被災地の状況（火災の発生状況、被災者の救助、治安状況等）
- (h) 判定活動の被害者等への影響
- (i) 優先順位設定の要否

b オペレーションタイプは次に掲げるとおりとする。

- (a) タイプ1 所有者等の「要請」に応じた対象について、「立入り」調査を含む判定の実施
- (b) タイプ2 「悉皆」の対象について、「外観」調査を中心として判定を実施
- (c) タイプ3 「悉皆」の対象について、「立入り」調査を中心として判定を実施

カ 判定実施計画の特定

実施本部長は、被害状況、被災地の状況に基づき、次の内容からなる判定実施計画を策定する。

- (ア) オペレーションタイプ
- (イ) 判定実施区域、優先順位
- (ウ) 対象となる建築物の用途規模
- (エ) 判定実施期間
- (オ) 必要判定士数
- (カ) 応援判定士数
- (キ) 判定コーディネーター数
- (ク) 判定資機材
- (ケ) その他

キ 北海道への支援要請

実施本部長は、必要に応じて支援地方本部を経由して、判定士等の派遣等の支援要請を北海道応急危険度判定支援本部長に行う。

ク 地元判定士の参集

実施本部長は、町内の判定士に対し、参集場所、参集時間、判定業務従事予定期

間等を連絡し、参集要請を行う。

ケ 必要判定士の連絡・調整

実施本部長は、地元判定士数を含めた必要判定士数及び判定コーディネーター等、現地参集場所、現地参集時間、判定業務従事予定期間等判定士の参集に必要な事項を支援地方本部長に連絡し、必要判定士数等についての過不足調整を行う。

コ 判定資機材の準備

(ア) 実施本部長は、実施本部及び判定拠点における判定資機材の調達状況を調査し、支援地方本部長に連絡する。

(イ) 実施本部は、支援地方本部と連携し、判定資機材の輸送方法を確保する。

サ 判定コーディネーターの配置

実施本部長は、実施本部及び判定拠点に判定コーディネーターを配置し、判定士のコーディネート等に從事させる。

シ 判定士等の移送及び輸送手段並びに宿泊所等の確保

(ア) 実施本部長は、判定実施計画に基づき、各判定士等を第一次参集場所から実施本部又は判定拠点への移送について、支援地方本部長に依頼する。

(イ) 実施本部長は、判定士等の宿泊場所の確保、食料の準備等の確認を行い、準備状況を支援本部長に連絡する。

(ウ) 実施本部長は、判定士を判定実施地区に輸送する手段を確保し、その状況を支援本部に連絡する。

(エ) 実施本部長は、前二項の準備ができない状況のときは、支援地方本部長に対して当該業務の一部又は全部の代行を依頼し、判定士等の輸送手段及び食料の調達並びに宿泊所の確保を行うことができる。

ス 判定士の受付、名簿作成

(ア) 実施本部長は参集した判定士について、支援地方本部が作成した派遣判定士等の名簿、判定資機材のリストに基づきこれらの確認を行う。

(イ) 実施本部長又は判定拠点責任者は、確認状況を支援地方本部長に連絡する。

セ 判定調査方法等のガイダンス

実施本部長は、判定活動の開始に先立ち、判定士に対して判定調査方法等についてのガイダンスを行う。

ソ 判定結果の報告及びその活用

(ア) 実施本部長は、判定コーディネーターから当日分の判定結果の報告を受け、特に注意を必要とする被災建築物等の有無及び被災状況について考慮し、現地を再調査するなど必要な措置をとる。

(イ) 実施本部長は、二次災害の防止等、判定活動の安全確保のため、必要に応じて災害対策本部長と協議し、その了解を得て適切な措置を行う。

タ 住民への広報

実施本部長は、被災地の住民に対して、判定実施の理解を得るために、判定の実

施状況等について広報する。

チ 判定を受けた建築物等の所有者への対応

(ア) 実施本部長は、判定開始とともに、建築物等の所有者からの判定結果に対する相談窓口を設置する。

(イ) 実施本部長は、建築関係団体等の協力を得て被災建築物の所有者へ被災度区分判定実施の指導、応急復旧の相談に応じる。

ツ 実施本部業務の終了

(ア) 実施本部の業務は次の各号の業務が完了した時点をもって終了とする。

a 判定実施の終了

b 判定結果の集計、資料整理の終了

c 判定結果の災害対策本部長への報告の終了

(イ) 実施本部長は、判定業務終了後、災害対策本部長と協議し、判定結果を集計整理し、担当課に引き継ぐとともに、実施本部を解散する。

2 5 被災地宅地安全対策計画

本項については、第5章第24節「被災地宅地安全対策計画」に定めるところによる。

2 6 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

本項については、第5章第28節「行方不明者の捜索及び遺体の処理並びに埋葬計画」に定めるところによる。

2 7 障害物除去計画

本項については、第5章第26節「障害物除去計画」に定めるところによる。

2 8 広域応援・受援計画

本項については、第5章第8節「広域応援・受援計画」に定めるところによる。

2 9 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

本項については、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところによる。

3 0 災害ボランティアとの連携計画

本項については、第5章第32節「災害ボランティアとの連携計画」に定めるところによる。

3 1 災害救助法の適用と実施

本項については、第5章第35節「災害救助法の適用と実施」に定めるところによる。

第6節 災害復旧・被災者援護計画

本節については、第10章「災害復旧・被災者援護計画」に定めるところによる。